

「第2期松山市子ども・子育て支援事業計画(案)」
～第5章「子ども・子育て支援の取組」部分～

提供区域の設定について
(教育・保育部会)

令和元年6月27日

▼区域設定

1. 教育・保育提供区域

教育・保育提供区域(1号～3号の各認定子どもに対する「量の見込み」と「確保の内容」を設定する区域)は、「第1期松山市子ども・子育て支援事業計画」の提供区域を継続し、下記の9つの区域に設定する。(令和元年度第1回「松山市子ども・子育て会議」で承認済)

区域名	地区							
①中心部	番町	八坂	東雲	素鷲	雄郡	新玉	味酒	清水
②北東部	湯山	日浦	五明	伊台	道後			
③東部	久米	小野	桑原					
④南部	石井	浮穴	荏原	坂本				
⑤西部	余土	垣生	生石	味生				
⑥北西部	宮前	三津浜	高浜	由良	泊			
⑦北部	和気	潮見	堀江	久枝				
⑧北条	浅海	立岩	難波	正岡	北条	河野	粟井	
⑨中島	睦野	東中島	西中島	神和				

2. 地域子ども・子育て支援事業(13事業)の提供区域

教育・保育提供区域と共通の9区域を基本とするが、利用実態に応じ、事業ごとに設定することができるため、各事業とも「第1期松山市子ども・子育て支援事業計画」の提供区域を継続し、下記の区域設定を検討する。(設定理由については、P3参照)

～参考～ 事業計画基本指針:第三 二 1(抄)

教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
～(略)～地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。

<事務局案>

事業名	提供区域(案)
利用者支援事業	市内全域(市内を1つの区域)
延長保育事業	教育・保育提供区域と共通(9区域)
一時預かり事業	教育・保育提供区域と共通(9区域)
実費徴収に係る補足給付を行う事業	市内全域(市内を1つの区域)
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	市内全域(市内を1つの区域)

【対応方針(案)】

→第1期計画での設定を継続し、上記の事務局案のとおりでよい。

◆設定理由

(1)利用者支援事業

教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業など）や地域子ども・子育て支援事業（一時預かり保育、地域子育て支援拠点事業など）並びに妊娠・出産期から子育て期に渡るまでの様々なニーズに対する情報については、市内全体の情報を集約・発信する必要がある、一定の区域内のみの利用だけでなく、電話等による区域を超えた、広域的な利用もあるため市内全域を1つの区域と設定する。

(2)延長保育事業

通常保育を延長した保育であるため、教育・保育提供区域と共通（9区域）とする。

(3)一時預かり事業

認定こども園、幼稚園、保育所で事業を実施していることに加え、保育を必要とする世帯の利用を想定しているため、教育・保育提供区域と共通（9区域）とする。

(4)実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業を必要とする利用者に対し、すべての区域に等しく給付を行うため市内全域を1つの区域と設定する。

(5)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

新規参入事業者への巡回対象は、市内全域であり、特別な配慮が必要な子どもを受け入れる認定こども園への支援は、すべての区域に等しく支援するため市内全域を1つの区域と設定する。